

厚岸町規則第23号

火葬場条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月31日

厚岸町長 三浦克宏

火葬場条例施行規則

火葬場条例施行規則（昭和56年厚岸町規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、火葬場条例（昭和39年条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可申請）

第2条 条例第2条の規定により火葬場の使用を受けようとする者は、火葬場使用許可申請書（別記様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

（使用許可証）

第3条 町長は、前条の申請をした者に、火葬場の使用を許可したときは火葬場使用許可証（別記様式第2号）を交付するものとする。

（使用許可の特例）

第4条 第2条及び前条の規定にかかわらず、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第2項の規定に基づく火葬で火葬許可証の交付を受けている場合は、条例第3条に規定する使用料の納付をもって、火葬許可証を火葬場使用許可証とみなす。

（使用料減免申請書）

第5条 条例第4条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、火葬場使用料減免申請書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

火葬場使用許可申請書

焼 却 物		
焼 却 の 場 所		
使 用 日 時	年 月 日 時 分	
申 請 者	住 所	
	氏 名	
申請日： 年 月 日 厚岸町長 様 火葬場条例第2条の規定に基づき、火葬場使用許可書の交付を申請します。		

※ 焼却物の発生を証する書類を添付すること

別記様式第2号（第2条関係）

火葬場使用許可書

焼 却 物		
焼 却 の 場 所		
使 用 日 時	年 月 日 時 分	
申 請 者	住 所	
	氏 名	
交付日： 年 月 日 厚岸町長 様		

年 月 日 時 分 焼却

別記様式第3号(第3条関係)

火葬場使用料減免申請書

年 月 日	
厚岸町長 様	
申請者 住 所 氏 名	
火葬又は焼却 の 場 所	
使 用 目 的	
減免を受けよう とする使用料額	円
減免を受けよう と する 理 由	
備 考	